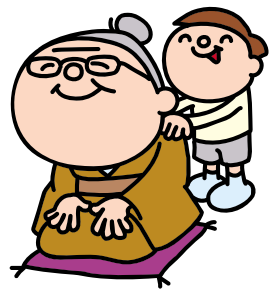


75歳以上のすべての方が対象です

後期高齢者医療制度が4月からスタートします



平成20年4月から現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。対象となる方は、75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障がいのあると認定を受けられた方です。

加入手続きは必要ありません

現在の老人医療受給者は、後期高齢者医療に、自動的に加入するため、手続きは必要ありません。ただし、4月以降に65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が後期高齢者医療に加入する場合は、役場関係に申請が必要です。

保険料は被保険者全員が納めます

保険料は、被保険者全員が負担能力に応じて公平に納めることになり、全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。【表1】低所得者世帯への軽減
低所得者世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます。【表2】被扶養者への軽減
被用者保険の被扶養者は、2年間、所得割額がからず、

均等割額も半額になります。ただし、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、10月から翌年3月までは均等割額の1割21000円の負担となります。保険料の徴収は4月から保険料の徴収は、介護保険と同様に原則として年金から差し引いて納付されます。ただし、年金額が18万未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替などの方法で納付することになります。

表1 保険料額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料 (平成20・21年)} \\ & \text{限度額50万円} \\ & \\ & \text{均等割額} \\ & \text{43,143円} \\ & \text{(所得の低い世帯は軽減)} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & \text{(所得-33万円)} \\ & \times \\ & \text{所得割率 9.63\%} \end{aligned}$$

【表2】均等割額の軽減一覧表

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額 (軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円 (7割軽減)	12,942円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く))	21,572円 (5割軽減)	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)	8,629円 (2割軽減)	34,514円

表3 高額療養費の自己負担額限度額 (月ごと)

世帯区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (※1) 多数該当は (※2) は44,400円
一般の方	12,000円	44,400円
市町村民税非課税世帯	8,000円	低所得者Ⅱ 24,600円
		低所得者Ⅰ 15,000円

- 「1%」とは、「(医療費総額 - 267,000円) × 1%」
- 過去12カ月に3回以上の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担額



後期高齢者医療被保険者証更新の日程は広報3月号17ページに掲載しています。

受けられる医療給付は今までと変わりません。受けられる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的に同じです。医療給付の種類は表4をご覧ください。

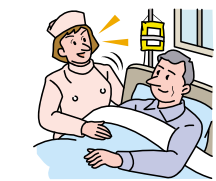


表4 医療給付の種類別一覧表

医療給付の種類	こんなときに給付が受けられます	給付を受けるときは
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費【表5】	入院したときの食費	市町村民税非課税世帯の方は事前に市町村への申請が必要
入院時生活療養費【表5】	療養病床に入院したときの食費・居住費	申請は不要です
保険外併用療養費	利用者の選定による特別病室の提供を受けたとき	
訪問看護療養費	訪問介護サービスを受けたとき	市町村への申請が必要
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	
特別療養費	資格証明書を受けている人が治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費【表3】	1カ月の患者負担が高額になった時	
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	市町村への申請が必要
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額になったとき	



表5 入院時の1食当たりの食費・1日当たりの居住費の標準負担額

【療養病床以外に入院した場合】

世帯区分	食事療養標準負担額
① 一般の方	260円
② 市町村民税非課税世帯に属する方で、③以外の方	210円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方及び老齢福祉年金を受給している方	100円

②に該当する方で過去1年の入院日数が90日を超える場合は、1食につき160円になります。なお、この入院日数には、老人医療受給者であった期間に係る入院日数を含みます。

【療養病床に入院した場合】

世帯区分	生活療養標準負担額
① 一般の方	(食費) 460円 (居住費) 320円
② 市町村民税非課税世帯に属する方で、③と④以外の方	(食費) 210円 (居住費) 320円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方	(食費) 130円 (居住費) 320円
④ 市町村民税非課税世帯に属する方で、老齢福祉年金を受給している方	(食費) 100円 (居住費) 0円

①の場合の460円は、管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合の額です。それ以外は、420円です。左表は、入院医療の必要性の高い方以外の方に係るものです。

後期高齢者医療制度について不明な点がありましたら役場関係 ☎ 76-2151 内線 228・229 または北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601・5602 までお問い合わせください。

